

# 東日本大震災について

このたびの東日本大震災により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、自らが被災者であるにもかかわらず、震災発生直後から昼夜を分かたず身を挺して災害対応に当たられた消防団員をはじめとする皆様に心から敬意を表しますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

消防団員等公務災害補償等共済基金

## 東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等への対応及び 平成23年度事業計画の変更の概要等について

### はじめに

消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）では、去る8月11日、東日本大震災への対応等のため、平成23年度事業計画書を変更して、全国の市町村、組合等の皆様に、本年度に限り、掛

金の追加負担をお願いすることといたしました。

以下、本稿では、事業計画書の変更に至った事情、変更の内容、今後の手続き等について、ご説明いたします。

### 1 東日本大震災の発生と消防団員の被災

さて、ご承知のとおり、去る3月11日、わが国史上最大規模の地震である東日本大震災が発生し、東北地方の太平洋沿岸市町村を中心に壊滅的被害をもたらしました。

この巨大地震や大津波の中、多くの消防団員が強い使命感を持って出動しました。消防団員の方々は、他に職業を持ち、しかも自ら被災した身でありながら、危険を顧みることなく、地域住民の安全のため、発災直後から避難誘導、救助・搜索、消火等広範囲にわたり、懸命な活動を続

けました。誠に残念なことながら、津波警報発令下、水門閉鎖、人命救助、避難誘導等の際、大津波に巻き込まれ、これまでになく夥しい数の消防団員が殉職されました。総務省消防庁の取りまとめによりますと、今回の大震災による消防団員の死者・行方不明者は平成23年8月10日現在252人に上っております（なお、当基金において関係市町村、組合に照会したところ、そのうちの大部分が公務中の災害による殉職と想定されるとの回答をいただいたところ。）。

消防団員の死者・行方不明者（平成23年8月10日現在） 252人

	死 者	行方不明者	計
岩手県	100	19	119
宮城県	92	14	106
福島県	25	2	27
計	217	35	252

## 2 国、基金における対応

### （対応の基本的方針の協議）

基金は、法令並びに市町村及び組合との契約に基づき、市町村、組合と共に、これら殉職された消防団員等のご遺族に対し、法令等で定める遺族補償費等をできるだけ早期にお届けする責任を有しております。しかしながら、今回の災害の規模は、消防団員等の死者の数を見ても、基金発足以来のどの大災害の規模と比較してもはるかに大きいものであり、公務災害補償等に要する経費は通常の年度の経費の10倍以上にも達することが見込まれました。このため、基金において仮に変動調整準備金など現在利用可能な準備金を取り崩すこととしたとしても、到底所要経費を賄うことができないという状況に直面することになりました。

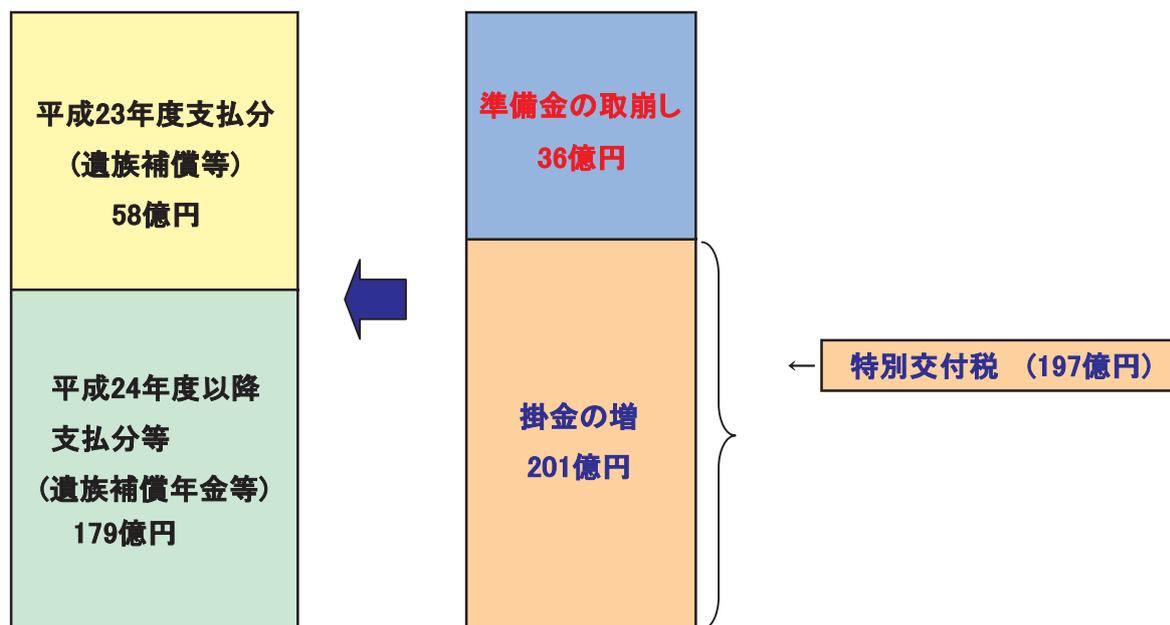
このため、基金においては、総務省消防庁をはじめ全国市長会、全国町村会、日本消防協会、全国消防長会等の関係の方々との協議してまいりました。平成23年5月10日には、日本消防協会の皆様により、「東日本大震災に関する要望書」の中で当基金の公務災害補償の支援措置を要望していただきました。また、当基金においても、全国市長会、全国町村会、日

本消防協会、全国消防長会の皆様方と共に、「東日本大震災における消防団員等の災害補償への国の支援について」（資料1）、平成23年7月12日に関係の方々に要望活動を行ったところです。

その結果、今回の東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等への対応については、関係者間において、次のような基本的な方針で臨むこととされました。

- 1 東日本大震災による被災消防団員等について、法令に基づく損害補償等（遺族補償年金等平成24年度以降に支払われるものを含む。）を確実に実施する。
- 2 上記1に対処するため、基金において活用可能な準備金を全額取り崩したうえで、なお不足する額については掛金の増額（平成23年度限り）によって対処する。
- 3 上記2の掛金の増額に係る市町村（普通交付税の不交付団体を含む。）の負担に対しては、特別交付税によって措置する。
- 4 上記1～3の措置を講じるため、基金の平成23年度事業計画書を変更する。

〈イメージ〉



(平成23年度国の第二次補正予算)

平成23年7月5日、東日本大震災の当面の復旧対策に万全を期すため、平成23年度補正予算(第2号)について閣議決定され、国会に提出されました(7月25日成立)。

今回のいわゆる第二次補正予算においては、平成22年度の国税決算に伴う剰余金の法定率分の地方交付税が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることなどから、これらに関連して地方財政措置が講じられることとされました。

具体的には、第二次補正予算に計上された平成23年度分の地方交付税の増5,455

億円(平成22年度精算分)のうち約4,600億円について、平成23年度補正予算(第1号)による補正後の特別交付税に加算されることとされました。この特別交付税に加算される額の配分については、「平成23年度補正予算(第2号)に伴う対応等について」(平成23年7月5日付け総務省自治財政局財政課事務連絡)(資料2)においては、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の規定に基づく被災者生活支援基金への都道府県の追加拠出についてその全額を措置することとされているほか、「別途お知らせする」こととされていました。

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正)

平成23年8月5日の閣議において、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平

成23年政令第254号。(以下「改正政令」という。))が決定され、同10日に公布、施行されました。この改正は、東日本大

震災に係る消防団員等公務災害補償に要する経費の支払い等の安定的な実施を確保するため、平成23年度に限り、市町村及び水害予防組合が支払う掛金の額を消防団員及び水防団員1人当たり1,900円から24,700円に引き上げ、その支払期限を原則12月末日とすること等を内容とするものでした。

総務省消防庁においては、8月5日、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正について」（平成23年8月5日付け消防庁国民保護・防災部防災課事務連絡）（資料3）を各都道府県消防団担当課及び各政令市消防団担当課あてに発出し、改正内容の周知を図るとともに、各市町村における必要な予算措置等の取扱いに遺漏がないよう依頼し、併せて政令改正に係る市町村の負担増については特別交付税により個々の市町村に措置される旨の連絡を行いました。また、同10日には、消防庁長官から正式に改正政令の施行通知（「消防団員等公務災

#### （平成23年度事業計画書の変更）

基金の平成23年度事業計画書は、2月14日の評議員会の審議を経、同18日の理事会の議決を得て、総務大臣の認可を受けたものです。この事業計画書は、平成23年2月時点での収支見込みに基づいて作成しており、したがって当然のことながら3月11日に発生した東日本大震災の被災状況を反映したものではありませんでした。

このため、基金においては、前述した対応の基本的な方針に従い、改正政令の

害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）」（平成23年8月10日付け消防庁長官通知）（資料4）が発出され、同時に「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令による掛金の引き上げ額について」（平成23年8月10日付け消防庁国民保護・防災部防災課事務連絡）（資料5）において、改正による掛金の引き上げ額（22,800円）につき、「基金が行った各市町村等への調査結果を基に、一定の前提を置いて計算したもの」としたうえで、具体的な積算の考え方を「別紙」で明らかにしています。

#### （1）追加掛金額

（消防団員及び水防団員1人当たり）

改正後掛金額	改正前掛金額	追加掛金額
24,700円	1,900円	22,800円

#### （2）支払期限（改正政令附則第2項）

平成23年12月末日

施行を受けて、8月11日、平成23年度事業計画書の変更を理事会において議決（書面表決）し、直ちに総務大臣に認可の申請をしたところであります。

また、併せて、各関係市町村公務災害補償担当課及び各関係組合公務災害補償担当課あてに「東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等への対応及びこれに伴う平成23年度の追加掛金のお願いについて（依頼）」（平成23年8月11日付け事務連絡）（資料6）及び「東日本大震災

に係る消防団員等公務災害補償等及び平成23年度の追加掛金の概要について」(平成23年8月11日付け事務連絡)(資料7)を送付し、前者において改正政令が施行されたこと、それによって生じる追加掛金について事業計画書(変更)の認可後、追って正式に依頼すること等予め連絡するとともに、後者においては事業計画書の変更に至る経緯や追加掛金額の積算について説明したところです(事業計画書

の変更の詳細な内容については、下記3においてご説明します。)

今後、当基金においては、総務大臣から平成23年度事業計画書の変更が認可され次第、正式に関係市町村長、関係組合管理者あてに、平成23年度限りの追加掛金の支払い及び被災消防団員の遺族等への災害補償費、退職報償金の支払いのための手続きの迅速化についてお願いする予定であります。

### 3 平成23年度事業計画(変更)の内容

#### (1) 概要

##### ① 東日本大震災に係る公務災害補償に要する所要額(想定)

消防団員の死者・行方不明者251人(平成23年8月3日現在)のうち、公務による死亡と判定でき、かつ、遺族等の状況が判明しているため補償額の算定が可能である者の補償額の平均額に、関係市町村、組合に照会して公務災害対象と想定

されると回答があった消防団員数を勘案し必要とされる数を乗じた額(平均額×215人相当の額。年金については、特殊公務災害該当で100分の50加算)で想定した所要額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	平成23年度支給額	責任準備金等	合計
損害補償	692(注1)	14,672(注3)	15,364
福祉事業	4,755(注2)	2,934(注4)	7,689
計	5,447	17,606	23,053

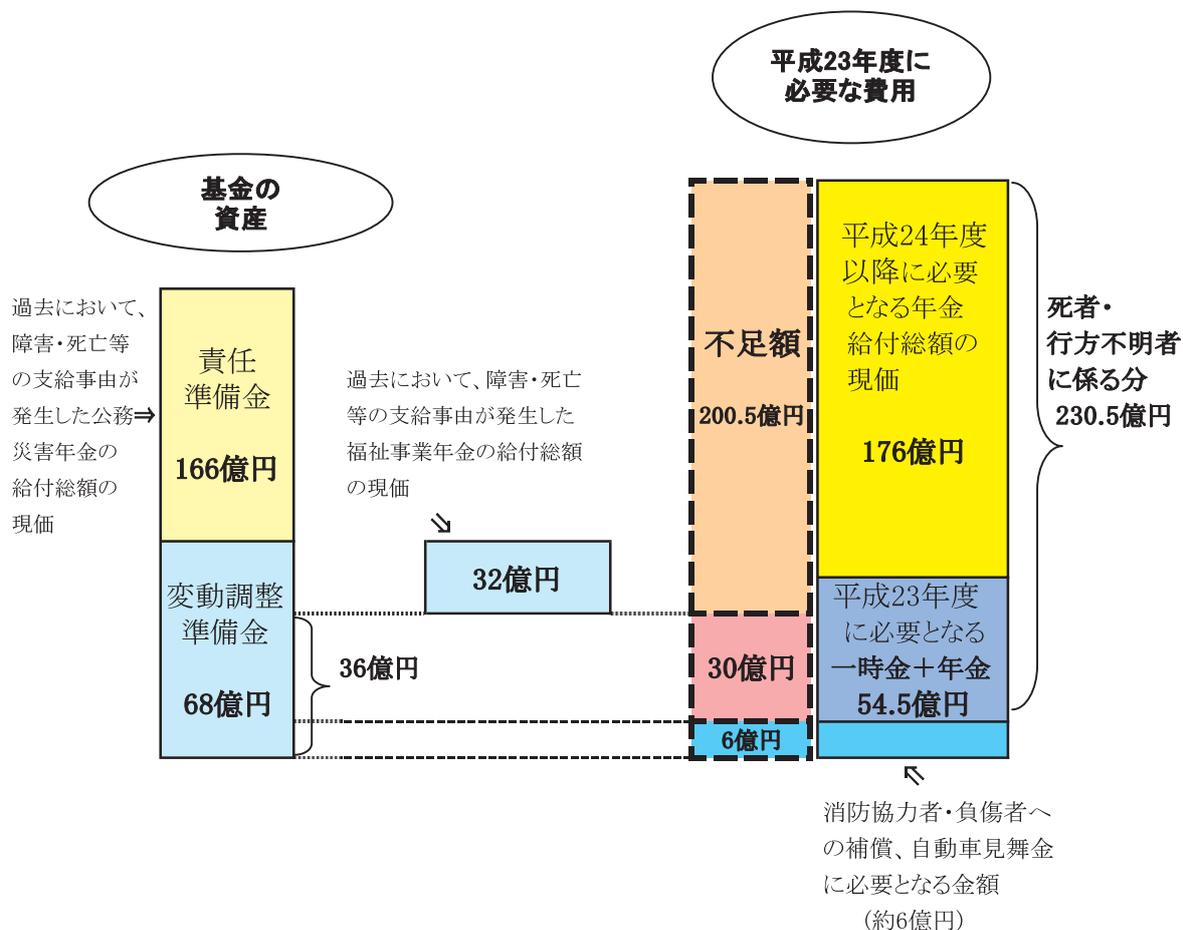
(注1) 遺族補償年金の平成23年度中に支給する額及び葬祭補償(一時金)

(注2) 遺族特別援護金等の一時金(殉職者一人当たり2,160万円)及び福祉事業年金(遺族特別給付金という。遺族補償年金の100分の20相当)の平成23年度中に支給する額

(注3) 遺族補償年金の平成24年度以降の所要額に係る責任準備金(当基金は、毎事業年度の末日において、翌事業年度以降の期間に支給すべき額を責任準備金として積み立てることとされている(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第33条。))

(注4) 福祉事業年金の平成24年度以降の所要額を変動調整準備金の中で計上するもの

② 当基金の資産状況等（平成22年度決算ベース）と東日本大震災関連の所要額



③ 対応

(ア) 平成22年度決算における当基金の変動調整準備金約68億円のうち、過去の障害、死亡等の支給事由が発生した者に係る福祉事業年金分約32億円を除いた約36億円について、30億円を東日本大震災の消防団員の殉職者の災害補償等に充て、約6億円を東日本大震災に関連した消防協力者（現在2名の死亡を認定）の補償、消防団員等の療養補償、自動車見舞金等に充てることとしてお

ります。

(イ) 従って、東日本大震災の消防団員の殉職者に係る公務災害補償等に要する経費の不足額は、200.5億円（230.5億円－30億円）となります。

(ウ) 上記（イ）の不足額（200.5億円）を消防団員・水防団員の定数で除した金額（22,800円）が平成23年度限りの消防団員及び水防団員一人当たりの追加掛金額となります。

## (2) 変更計画

今回の大震災において被災された消防団員等の公務災害補償等に要する経費23,643百万円を追加計上いたしました。また、これらの経費に対応するため、平成22年度末の変動調整準備金6,795百万円から過去の障害、死亡等の支給事由が発生

した者に係る福祉事業年金分3,205百万円を差し引いた3,590百万円を戻入（取崩）するとともに、平成23年度限りの追加掛金（消防団員及び水防団員1人当たり22,800円）を追加計上いたしました。

- ① 今回の大震災により被災された消防団員等の公務災害補償等に要する経費として、23,643百万円を追加計上いたしました。

追加経費計	23,643百万円	
損害補償費	809百万円	平成23年度に必要となる 一時金+年金
療養補償費	102百万円	
遺族補償費	566百万円	
葬祭補償費	141百万円	
福祉事業給付費	4,755百万円	
遺族特別支給金	645百万円	平成24年度以降に必要となる 年金給付総額の現価
遺族特別援護金	3,999百万円	
遺族特別給付金	111百万円	
自動車等損害見舞金	200百万円	
責任準備金	14,945百万円	
変動調整準備金 (福祉事業年金分)	2,934百万円	

- ② ①の経費に対応するための財源として、23,693百万円を追加計上いたしました。

追加財源計	23,693百万円	備 考
変動調整準備金戻入	3,590百万円	(平成22年度末) 6,795百万円 - (福祉事業年金分) 3,205百万円
追加掛金額	20,103百万円	消防団員及び水防団員 1人当たり 22,800円

(参考) 責任準備金及び変動調整準備金についての補足説明

責任準備金について

予定損失に、責任準備金繰入14,752,855千円を計上いたしました（予定損益計算書参照）。この額は、14,945百万円 (b) から192,145千円 (a) を差し引いたものであります。

計画（当初）では、平成22年度決算見込ベースで算定したため、責任準備金戻入206,992千円を計上していました。

平成22年度末所要額 (平成22年度決算見込)	平成23年度末所要額 計画（当初）	計画（当初） 戻入額
16,833百万円	16,626百万円	206,992千円

計画（変更）では、平成22年度決算ベースで算定したため、責任準備金戻入192,145千円となっております。

平成22年度末所要額 (平成22年度決算)	平成23年度末所要額 (東日本大震災を除く)	計画（変更） 戻入額
16,588百万円	16,396百万円	192,145千円 (a)

東日本大震災分14,945百万円を繰入、平成23年度末の所要額は31,341百万円となります（予定貸借対照表参照）。

平成23年度末所要額 (東日本大震災を除く)	平成23年度末所要額 (東日本大震災分)	平成23年度末所要額 (東日本大震災を含む)
16,396百万円	14,945百万円 (b)	31,341百万円

変動調整準備金について

予定利益に、変動調整準備金戻入493,179千円を計上いたしました（予定損益計算書参照）。この額は、3,589,914千円 (c) から101,912千円 (a) と2,994,823千円 (d) を差し引いたものであります。

平成22年度末引当額 (平成22年度決算)	計画（変更）繰入額 (東日本大震災を除く)	計画（変更）引当額 (東日本大震災を除く)
6,795,127千円	101,912千円 (a)	6,897,039千円 (b)

(注) 責任準備金を平成22年度決算ベースで算定したことにより、変動調整準備金繰入は、計画（当初）の116,759千円が、計画変更では101,912千円となっております。

東日本大震災分の福祉事業年金分2,934百万円と収支差分60,823千円を繰入、変動調整準備金は6,301,948千円となります（予定貸借対照表参照）。

計画（変更）戻入額 （東日本大震災分）
3,589,914千円(c) ((f) - (g))
平成22年度決算 6,795,127千円(f)
福祉事業年金分 3,205,213千円(g)

計画（変更）繰入額 （東日本大震災分）
2,994,823千円(d) ((h) + (i))
福祉事業年金分
2,934百万円(h)
収支差（利息等）分
60,823千円(i)

計画（変更）引当額 （東日本大震災を含む）
6,301,948千円 (e) ((b) - (c) + (d))
うち福祉事業年金分
6,105百万円(j) ((k) + (o))
東日本大震災分
2,934百万円(k)
東日本大震災以外分
3,171百万円(o)

#### 4 おわりに

関係市町村、関係組合におかれては、地方行財政の状況が厳しい中、誠に申し訳ありませんが、今回の状況をご理解のうえ、補正予算（組合にあっては条例改正等）等所要の措置を講じていただくようお願いいたします。なお、国においては、今回の追加掛金のための財源措置として、去る7月25日成立した第二次補正予算において計上された特別交付税の一部を活用することとしており、追加掛金に係る

市町村（普通交付税の不交付団体を含む。）負担の全額について特別交付税が配分されることにご留意願います。

また、一日でも早く被災された消防団員のご遺族等の元へ災害補償等をお届けできるよう、基金においても最大限の努力を致しますので、関係市町村、関係組合におかれましても、必要な手続きをできる限り迅速に行って下さるよう、重ねてお願いいたします。